

新旧対照表

○ 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）

改正後	改正前
<p>略</p> <p><u>(法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域)</u></p> <p><u>第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域として、知事が指定する土地の区域とする。</u></p> <p><u>一 市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から一・一キロメートルの範囲内に存すること。</u></p> <p><u>二 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内に存すること。</u></p> <p><u>三 既存集落内に存すること。</u></p> <p><u>四 政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。</u></p> <p><u>2 市町村の長は、必要があると認めるときは、知事に対し、前項の規定による土地の区域の指定について申し出ることができる。</u></p> <p><u>3 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、千葉県開発審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</u></p> <p><u>5 第一項の規定による土地の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u></p> <p><u>6 前各項の規定は、第一項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。</u></p> <p>(法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第四条 略</p> <p><u>(法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為)</u></p> <p><u>第五条 法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為は、第三条第一項に規定す</u></p>	<p>略</p> <p><u>(法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域)</u></p> <p><u>第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。</u></p> <p><u>一 開発区域の面積が五ヘクタール未満の土地の区域であって、当該開発区域の全部が市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から一・一キロメートルの範囲内に存するもの</u></p> <p><u>二 既存集落内の土地の区域</u></p> <p><u>三 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u></p> <p>(法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第四条 略</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る知事が指定する土地の区域内において行う開発行為（予定建築物等の用途が前条に規定する用途に該当しない開発行為に限る。）であって、開発区域の面積が五ヘクタール未満であるものとする。</u> （法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）</p> <p><u>第六条</u> 略</p> <p>（政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模）</p> <p><u>第七条</u> 略</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p><u>第八条</u> 政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物は、<u>第六条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物とする。</p>	<p>（法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）</p> <p><u>第五条</u> 略</p> <p>（政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模）</p> <p><u>第六条</u> 略</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p><u>第七条</u> 政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物は、<u>第五条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第二項の規定による申出、同条第三項の規定による意見の聴取その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市若しくは大網白里市又は印旛郡酒々井町若しくは栄町のそれぞれの区域における都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域については、新条例第三条第一項の規定により知事が当該それぞれの市町の区域内に存する土地の区域を指定する日までの間は、改正前の都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域」とあるのは、「政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）」とする。

4 前項の規定の適用を受ける土地の区域内において行う開発行為については、新条例第五条の規定は、適用しない。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

5 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

7 千葉県開発審査会に、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を具申させる。